第三十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条第一項第三号	被保険者（第五号から第七号までにおいて	厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による被保険者及び
第三十条第一項第四号	附則第十二条第一項第八号から第十九号まで	附則第十二条第一項第一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号
第三十条第一項第七号	被保険者	第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）
	使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	学校法人等の名称及び所在地
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	附則第九条の三第二項
	附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項	附則第十九条第三項
	を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正前の法第二条の規定による改正法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）	を含む。）
第三十条第一項第八号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
第三十条第一項第十一号	十一　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便局をいう。以下同じ。）　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の口座を有する者　当該郵便貯金銀行の口座の口座番号	十一　次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
	十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
	十三　給付事由が生じた際に加入者である場合は、その事実を明らかにする学校法人等の証明	十三　給付事由が生じた際に加入者である場合は、その事実を明らかにする学校法人等の証明

第三十条第二項第一号の二	一の二　雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書（雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類	一の二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類
第三十条第二項第二号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
第三十条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
	、当該共済組合	当該共済組合
第三十条第二項第三号の三	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	がそれぞれ国民年金法施行規則
	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から第十九号	附則第十二条第一項第一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	該当する者
第三十条第二項第四号	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号